

少年警察活動に関する訓令

〔最終改正 令和5.9.22 京都府警察本部訓令第15号〕

(概要)

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の制定及び少年警察活動推進上の留意事項について（平成14.10.10：警察庁乙生発第4号）の警察庁次長通達の示達に伴い、少年非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めたもので、平成15年4月1日から施行しています。